

## 9月9日本会議再開（第2日目）

### 1. 出席議員 13名

1番議員	中嶋登君	8番議員	玉川清史君
2 "	大日向進也君	9 "	山城峻一君
3 "	塚田舞君	10 "	柰津明子君
4 "	水出康成君	11 "	朝倉国勝君
5 "	宮入健誠君	12 "	滝沢幸映君
6 "	中村忠靖君	13 "	大森茂彦君
7 "	星哲夫君		

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	臼井洋一君
教育長	塚田常昭君
総務課長	竹内祐一君
企画政策課長	長崎麻子君
会計管理者	竹内優子君
住民環境課長	山下昌律君
福祉健康課長	鳴海聡子君
商工農林課長	北村一朗君
建設課長	高橋卓也君
教育文化課長	細田美香君
収納対策推進幹	北沢明君
まち創生推進室長	小河原秀昭君
D X推進室長	瀬下幸二君
総務課長補佐	宮下佑耶君
総務係長	宮嶋和博君
総務課長補佐	宮原卓君
財政係長	川島徳夫君
企画政策課長補佐	橋本直紀君
企画調整係長	
保健センター所長	
子ども支援室長	

### 4. 職務のため出席した者

議会事務局長	大橋勉君
議会書記	井上敬子君

### 5. 開 議 午前9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| (1) 町民の命を守るためにほか         | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) 防災力強化について            | 大日向 進 也 議員 |
| (3) 2025 さかきモノづくり展についてほか | 中 村 忠 靖 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（中嶋君）** 質問者は、お手元に配付したとおり7名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に13番 大森茂彦議員の質問を許します。

**13番（大森君）** おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

先日、坂城地区で開催されました町総合防災訓練は大変ご苦労さまでした。今回は参加者を限定した訓練だったようであります。区によっては区内に回覧板を回さないところがあったり、また回覧板を回したところでも、参加者は自主防災会の役員だけですというふうな文書で回しました。担当者の説明では、坂城地区の全ての人に参加してもらっても、統制が取れないような状況にある。私もそれもそうだなというふうに思います。それに代わる防災訓練が必要ではないかというふうにも思っております。この質問の中で具体的な提案をしていきたいと思しますので、よろしく願います。それでは質問に入ります。

1. 町民の命を守るために

イ. 自主防災会の強化育成は

1、坂城町地域防災計画の中に、「積極的に自主防災組織の強化育成を図る」と書かれております。この間どんな取組をされてきたのか。

そして、提案であります、毎年全ての区を回りまして、自主防災会強化育成の指導、これを行うことが必要ではないかと思いますが、そのお考えについてお尋ねいたします。

2といたしまして、各防災会で毎年安心カプセルの書換え等が実施されていると思います。これについてどのようになっているのでしょうか。安心カプセルは、町民の多くの方が書換えをされているのでしょうか。その点についてお尋ねします。

ロといたしまして、避難所の安全対策は。

昨年の能登半島地震の教訓として、避難所の安全確保や女性の着替えや洗濯物の干し場の問題など、いろんな課題が浮かび上がってきております。一つは、ジェンダーの問題やLGBTQ、あるいはマイノリティーの問題、これらについて検討されているのかどうかお尋ねします。

二つ目に、マンホールトイレにテントが設置されます。このマンホールトイレも男女別にすべきではないかと考えますが、その対応についてお尋ねします。

3といたしまして、坂城小学校のマンホールトイレは、体育館から一定の距離があります。この道中の安全確保はどう考えていらっしゃるのでしょうか。例えば夜間に利用する場合あるいは明かりはどういうふうにつくとか、パーティションなど、これらについての対応はどうされるかお尋ねします。

ハといたしまして、危機管理部署の設置を。

過去の災害について、被害状況の写真や町民の証言などをまとめ、誰もが検証できるようになっているのかどうか。これについてもお答え願います。

2といたしまして、女性を含む数人の危機管理部署の設置が必要と考えますが、そのお考えについてお尋ねします。

以上、町民の命を守るための1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま大森議員さんから、1としまして町民の命を守るためにということで7項目にわたりましてご質問をいただきました。イ、ロ、ハにつきまして、順次お答え申し上げます。

今お話がありましたように、先月31日、防災の日の前日に、町の中核避難所の一つであります坂城小学校を会場として、総合防災訓練を実施いたしました。

令和2年度から5年度までは、令和元年東日本台風を教訓として、風水害を想定した防災訓練を町内4か所の会場で開催いたしましたが、昨年度からは、令和6年能登半島地震を教訓として、大地震を想定した防災訓練を実施しております。

大規模な災害時におきましては、建物の倒壊や火災、道路・橋梁等の損壊が同時多発的に発生するおそれがあるほか、電話の不通や電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶に加え、消防機関や行政等の活動が著しく制限され、対応が遅れることが想定されます。

特に、地震のように突発的に発生する災害に関しましては、初動から一定の間は、出火の防

止や初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水の実施等、地域単位の自主的防災活動が求められるところであり、自主防災組織が迅速かつ効果的に活動することで、被害を最小限に抑えることができるものと考えております。

町では、町、関係機関、町民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって、町域における土地の保全と町民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、災害対策基本法第42条の規定に基づき、坂城町地域防災計画を策定し、第2章災害予防計画において、自主防災組織等の育成に関する計画を定め、災害発生時の被害の防止または軽減のために、自主防災組織の強化育成を図ることとしております。

ご質問のイ．自主防災会の強化育成はとして、これまでの取組といたしましては、自主防災組織の活動内容の周知と促進を図るため、各区からの要請による出前講座や、区長さんを対象とした防災学習会を開催するとともに、総合防災訓練の際には、各自主防災会との移動系防災行政無線による情報伝達訓練や、各地区において避難所を開設することを想定した避難所設営訓練、応急手当訓練、水防訓練などを実践しております。

また、各区における防災備品の充実や、防災訓練の実施に努めていただけるよう、助成事業等の情報提供を行っております。

さらに、地域のリーダー研修として、毎年区長さんにお集まりいただき、防災説明会を開催し、避難情報の発令基準や避難場所、地域で行う防災訓練への助言、防災ハザードマップの見方、同報系防災行政無線や移動系防災行政無線の使用方法などについて、ご説明をしてきたところであります。

各自主防災会の育成につきましては、総合防災訓練のように、他地区の自主防災会や関係機関と協働することにより、各地区の自主防災会長が集まり、情報交換を行う場を設けることで、多くの気づきの機会を得ることができ、強化・育成が図られるものと考えております。

毎年全ての区を回り、強化育成の指導が必要ではないかのご質問でございますが、町では、4年ごと全ての自主防災会に総合防災訓練に参加いただき、区長だけでなく、各区民にも自助・共助の知識を得ていただいているほか、地域の防災リーダーである各区長さんにお集まりいただき、防災学習会や説明会を通して、知識を深めていただくとともに、他地区との情報交換を行うことで、自主防災会の運営にあたっての困り事などの解決や好事例の横展開につながり、町内自主防災会全体の強化育成につながるものと考えております。

次に、安心カプセルの書き換えの実施についてお答えいたします。

安心カプセルは、住所・名前・緊急連絡先・かかりつけ医・持病などの救急医療情報を記入した安心カードが入ったカプセルで、冷蔵庫に保管するとともに、目印となるステッカーを冷蔵庫の外側及び玄関内側に貼っておくことで、救急搬送や災害時に救急隊員がカードの情報を

確認し、その後の適切な処置に役立てるものであります。

そのため、安心カードの情報は、常に新しい情報に刷新していただく必要があることから、いつでも記載内容の更新ができるよう、町ホームページに安心カードの記入用紙を掲載するとともに、毎年「広報さかき」にも掲載しているほか、区長会や防災説明会などを通じて、安心カードの記載内容を更新していただくようお願いしているところであります。

また、転入された方などについては、区長さんをはじめ、民生児童委員さんを通じて安心カプセルの配布をお願いしているところであります。

また、本年10月1日からは、全国一斉にマイナ救急が開始されます。マイナ救急とは、119番通報により駆けつけた救急隊員が、傷病者の健康保険証として利用登録したマイナンバーカード、いわゆる「マイナ保険証」を活用し、病歴や常用薬などの医療情報を把握することで、救急活動の円滑化や傷病者への適切な医療提供を目指す取組で、傷病者が会話困難な状況でも正確な情報を伝えられるだけでなく、救急隊による適切な病院の選定や、医療機関における治療の事前準備が期待されるところであります。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録については、福祉健康課窓口においてサポートも実施しておりますので、町民の皆様におかれましては、安心カプセルの設置のほか、お出かけ先での救急事案に備え、マイナ保険証の登録をされますようお願いいたします。

次に、ロ. 避難所の安全対策はについてお答えします。

災害によって避難所生活を余儀なくされる場合、被災者は慣れない環境で生活を行うことになり、生活空間やトイレの問題など、様々なことが制限され、さらに大規模な災害によって長期間の滞在となった場合、大変大きな不安とストレスを抱えることが想定されます。

そうした中で、避難所でのプライバシーの確保は重要な課題と捉えており、ジェンダー等様々な配慮ができるよう、町では、プライバシーを確保できるパーティションやテント等、備品の整備に努めております。

また、避難所における居住スペースや授乳スペース、高齢世帯、妊産婦、障がい者用専用スペースを設け、その配置についても、プライバシーの確保に配慮するよう、レイアウトイメージ図の例を挙げ、防災訓練などにおいて、ご説明しているところであります。

次に、マンホールトイレについてのご質問であります。町では、令和6年度に村上小学校に、今年度は坂城小学校に災害用マンホールトイレを整備しており、来年度は南条小学校へ、令和9年度は坂城中学校への整備を予定し、さらに来年着工予定である新複合施設へも整備する計画であります。

整備にあたっては、避難所となる学校体育館、接続する下水道管及び取水する「安心の蛇口」のいずれにも近い場所を選定しております。

また、マンホールトイレは、町内のいずれの避難所においても、先ほど男女別にすべきとお

話しでありましたけれども、もともとこれは男性用小便器が4か所、便座が1基、3メートルほど離れて女性用便座が2基と障がい者用便座が1基あり、テント型ではなく、便座1基ごとにパネル素材の壁で覆われており、完全個室化しており、男女別に分かれております。

また、坂城小学校のマンホールトイレと体育館の間の安全確保としましては、導線の表示や投光器、夜間照明などの設置により対応してまいりたいと考えております。

続いて、ハの危機管理部署の設置をのご質問にお答えします。

まず、過去の災害についての資料等取りまとめ状況であります。これまでも建設課において、豪雨時の気象情報、降雨状況や河川の越水、浸水箇所での職員・水防団の対応、被害状況などを事項別に整理するとともに、被災現場については写真により記録し、関係各課で確認し、共有化を図った後保存しております。

また、台風接近などに伴う配備検討会による活動や、令和元年の東日本台風のように災害対策本部が設置された際は、本部及び各部による活動や、避難所関係の対応状況、そして被害状況の取りまとめを総務課で行っておりますが、災害復旧、被害対応などは各部署で進めておりますので、それら関係資料につきましては、所管課で整理をしているところであります。

こうした町保存資料につきましては、町情報公開条例に基づき、どなたでも開示請求をしていただくことができるものとなっております。

次に、女性を含む数人の危機管理部署の設置をのご質問にお答えいたします。

これまで異常気象と言われた事象が異常ではなくなっている近年において、当町におきましても、いつ大規模な災害が発生してもおかしくないものと警戒を強めております。

また、全国においては、毎年のように新たな災害想定や対応への課題が見つかり、各自治体においては、都度、情報のアップデートや新たな対策への対応が求められており、防災・減災に関する業務は、ますますその重要性を増しているところであります。

当町におきましては、令和元年東日本台風への対応のとおり、災害対策本部を中心に各部が連携して対応しているところであり、情報伝達、避難所運営、道路、用水路の現場対応や災害後の被害調査や復旧対応につきましても、現在の組織体制で機能が果たせるものと考えております。

また、こうした全庁対応といった状況において、当町の防災に関する総合調整を行っている住民環境課、避難所運営を行う福祉健康課、災害対策本部を運営する総務課においては、各課に女性職員が配属されているとともに、婦人消防隊や女性消防団員などの活躍などもあり、女性ならではの視点なども取り入れられる状況にあるものと考えております。

組織の見直しにあたっては、当町の職員規模において、課にするのか、室にするのか、あるいは係で対応できるのか、また、所掌事務の見直しや人員配置、そして、現行の各課連携による組織体制をさらに強固な体制として構築できるのかも含めて慎重に検討してまいりたいと考

えております。

**議長（中嶋君）** 大森議員、すみませんが、マイクをつけてやっていただければ。少々声が小さくて。

**13番（大森君）** 2回目の質問に入りたいわけですが、これだけでやり取りすると、もう1時間使ってしまう。要望も入れてですね、お話ししたいというふうに思うんですが、自主防災会は、各区それぞれ状況はあると思うんですが、ほとんどの区では毎年入れ替わってくるということと、今回、坂城小学校で訓練に参加した役員の方は替わるだけですね。来年度は新しくなる。そういうことをやっていってもなかなか積み重ねになってこないということになります。私が提案したいのは、担当課あるいは先ほど提案したような危機管理担当の方が各区へ回って、段ボールベッドの作り方をゆっくりと区民の皆さんを集めて組んでいただく。そうすれば、今後誰でもできるようになるわけです。役員だけにやらない。

小学校へそういう方も全部、区民の人をみんな集めるのは大変なことです。各区を回ってそういう組立ての練習をしていく。これはやっぱりどうしても必要だと思います。それを積み重ねて、例えば20人、30人参加されれば、将来役員になる方々は段ボールベッドの作り方がわかってくるわけです。そういうことを提案していきたいというふうに思います。

あと危機管理のところですが、各課で担当しているやり方というか、避難所設営は福祉健康課だとかいろいろとされています。あるいは土木関係では、建設課だということになっているんですが、それを1か所にまとめて、私がこれまでいろいろ提案してきた内容について、どこがそういうものをメモ書きして、次の町の地域防災計画の中に織り込んでいくかということをやったりどこまで考えているかということが非常に気になるところです。やっぱり気がついたところでどんどん書き入れて保存していくということで新しい地域防災計画の中に織り込んでいくことをぜひやっていただきたいと思います。時間もありませんので、要望としておきます。

次の質問です。安心して子育てをするためにということで、産後ケアの点についてお尋ねします。

産後ケアの目的として、2019年11月に制定した母子保健法の一部を改正する法案の中で決められました。自治体も実施するようにということで、産後ケアに特化した宿泊施設もつくられてきました。

産後ケアは、出産後の母親と赤ちゃんの心身の健康を支援し、育児に伴う不安や負担を軽減することを目的としております。心身のケアだとか育児サポート、孤立感の軽減、情報提供と相談支援等々いろんな相談ができる制度であります。そういう内容についてお尋ねいたします。

まず一つ、イといたしまして、坂城町の産後ケアの現状はどうなっているのかということで、この5年間の対象者数と宿泊、通所、訪問、それぞれの利用件数についてお尋ねします。

2といたしまして、産後ケアの周知はどのようにされているのかお尋ねします。

3といたしまして、上田市では、7回のうち5回まで軽減制度があります。ほぼ坂城町の半分以下の利用料で設定してあります。町の産後ケアの個人負担はどのように決めているのか、お尋ねします。

四つ目、本人からの利用希望があれば、7回を過ぎても利用が認められるのかどうか、これについてご答弁をお願いします。

**保健センター所長（川島君）** 安心して子育てをするために、イ、産後ケアの現状はのご質問に順次お答えいたします。

産後ケアとは、出産後の母親の心身の不調や育児の不安を軽減させるもので、産後も安心して子育てできる支援体制を確保するものとして、町では令和元年度から出産後1年を経過しない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施しております。

内容としましては、心身の状態に応じた保健指導、生活面や育児に関する指導及び相談などの支援を行うもので、医療機関等に宿泊して助産師等によりケアを受ける短期入所型と、助産師等が産婦の自宅を訪問する居宅訪問型に加え、令和5年度から開始しました産婦が助産師等のいる施設に出向く通所型の三つの形態があります。

それぞれの利用できる日数と回数については、短期入所型は7日間以内で、母子の状況等により引き続き利用する必要があると認める場合には、さらに7日間まで延長することができ、居宅訪問型と通所型は合わせて7回以内で、こちらも必要と認めた場合に、さらに7回まで追加することができるものとなっております。

また、産後ケアについては、今年度から県助産師会との委託契約により、県内50か所以上の助産所で利用が可能となり、里帰り先で利用される方などの利便性が向上されたところでもあります。

ご質問の過去5年間の産後ケアの対象者数であります。令和2年度は72人、3年度61人、4年度58人、5年度57人、6年度56人です。

また、利用者数につきましては、短期入所型は2年度は2人、3年度5人、5年度2人であり、4年度と6年度は利用がなく、居宅訪問型は2年度は1人、3年度5人、4年度6人、5年度11人、6年度8人、通所型は5年度は4人、6年度は4人でありました。

次に、産後ケアの周知についてのご質問ですが、保健センターでは妊娠後8か月頃の妊婦の方に、産後ケアの支援内容や利用方法、利用できる医療機関・助産所などをまとめたリーフレットを送付しております。

また、出生届を提出に来庁された際に、改めてご案内するとともに、実家が遠くご家族等から援助が得られないといった方などには、直接事業の内容を説明しております。

このほかに出産後1か月から2か月頃に行う保健師の乳児訪問の際に、産後の心身の状況等

お話をお聞きする中で、産後ケアが必要な場合には利用を勧めており、加えて子育て支援アプリや町のホームページにおいても、事業の周知を図っているところであります。

続きまして、産後ケアの自己負担はどのように決めているかのご質問にお答えいたします。

町が産後ケアを行う医療機関や助産所の利用に応じて支払う利用料金については、一部を利用者にご負担いただいております。利用者負担額については、産後ケア事業を行う医療機関や助産所と町が直接契約により決めております。

利用負担額の契約の基準は、町の産後ケア実施要綱により生活保護受給者と住民税非課税世帯の方は無料とし、住民税課税世帯の方は、短期入所型では利用料金の2割、居宅訪問型と通所型では利用料金の3割としており、これら利用者の自己負担額は令和6年度から引き下げ、より利用しやすくなるよう努めたところであります。

また、産後ケア事業については、長野地域の市町村や長野保健福祉事務所の母子保健担当者間において行う、定期開催の会議の中でも情報交換が行われているところであり、利用者負担額の設定につきましては、近隣市町村の状況なども参考にしているところであります。

次に、本人からの利用希望があれば、利用を認めているかのご質問であります。産後ケアの実施にあたりましては、町の実施要綱に基づき実施しており、その対象者は、町内に住所を有する出産後1年を経過しない産婦であり、医療提供の必要はないものの、産後身体の回復や育児不安などから保健指導が必要な者としておりますので、これらの要件に該当する方には希望により利用を認めております。

産婦が安心して子育てができるよう、身近な相談先である保健センターの保健師等が、お困りの内容に合わせた産後ケアの選択などを支援し、母子の心身のケアや育児のサポートに努めてまいりたいと考えております。

**13番（大森君）** 答弁をいただきました。令和6年度は56名の方が対象者になっていて、利用した方が居宅で8名、通所が4名ということです。これは多いか少ないかよくわかりませんが、これは保健師が必要だからということでの指示、それとも相談してもこの程度は受けられませんよと、この判断はどんなふうにされているんですか。本人の希望があっても、ぜひ受けたいんですといった場合に、どうぞとなるのか、それとも状況をよく聞いて、この程度でしたらという話になるのか。それぞれどんなふう判断されているんでしょうか。

**保健センター所長（川島君）** 再質問にお答えいたします。

産後ケアの利用の判断につきましては、保健師が産婦の方からご相談を受ける中で、必要と認める場合には全て認めているところであります。

**13番（大森君）** ちょっと余談になりますが、私はBSテレビの「いいいじゅー!!」という番組があって見ていましたら、北海道に移住した方が助産師をやられていて、今は産後ケアの仕事をやっているという話をいろいろとお聞きしたら、その町は酪農家が多い町で、出産して

も家族はみんな酪農、朝から働いて、お嫁さんはゆっくりと体を休められない。昼寝のために来て、一日ゆっくり寝ていく。そういう産婦さんもいらっしゃるんですという話をされました。そういう説明はされていますか。細かく言い出したら切りがないと思いますが、そこまでやっぱりきちっと話して。というのは、核家族になって、ご主人が出社されます。すると奥さんは、母親は赤ちゃんが寝ているときだけしか休めないんです。もう寝不足になる、体が疲れる、精神的にもダメージを受けるという状況があるわけですね。だから、ご本人がそういうふうな産後ケアの手助けが欲しいという気持ちがあれば、ぜひ受けてくださいというのが本筋じゃないか。それも制限が7回までなんです。そういう対応もぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、これは要望にしておきますけれども、料金の件ですが、上田市では7回中5回まで軽減策があるんです。例えば4時間の半日を利用すると、坂城町は2,400円負担です。上田市では7回中5回までの軽減策で1,100円で産後ケアを受けることができます。上田市は、あと2回残っていますね。その軽減策がなくなった場合でも、1,600円で受けることができます。これを来年度の予算を組む上でぜひ検討していただきたい。これはぜひ町長に要望しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

**議長（中嶋君）** 要望でいいですね。

**13番（大森君）** 要望いたしまして、次の質問に入ります。

3といたしまして、高齢者がいつまでも元気に。

6月議会で同僚議員から高齢者の現状について質問がありました。全体の内容については、課長の答弁を読ませていただいておりますので、状況はわかりました。私は、この答弁を踏まえて具体策について質問していきたいと思います。

イ.といたしまして、シニアクラブの現状はどうなっているのでしょうか。国は介護予防事業の公的支援を徐々に減らし、ボランティアの皆さんの活動に重きを置いてきています。ボランティア活動としての地域支援、シニアクラブの活動はとても大切な活動であります。しかし、解散する地域や町連合会に参加しない地域もあります。

そこでお尋ねするわけですが、1、老人クラブ（シニアクラブ）は、現在9団体あると答弁がありました。会員数は824人。町連合会の参加団体は、今年度1団体が脱退して、今では4団体となっております。脱退した理由や、元気に活動しているほかの5団体が加入しない理由は一体何か聞いていらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

2といたしまして、さきの6月議会での答弁では、町はシニアクラブと懇談しているとのことですが、連合会との懇談会だったのではないかと思います。懇談では連合会役員からどんな要望が出されていますか。それについてお尋ねします。また、加盟していないクラブとは懇談していないと思うんですが、その理由は何かお答え願います。

3といたしまして、冒頭に述べましたように、国は介護予防事業の公的支援を徐々に減らしており、ボランティア活動に重きを置いています。こうした今、今後ますます介護予防が重要になってきております。

一つ要望ですが、温泉設置条例の目的を生かすために、湯さん館で介護予防事業を実施したり、お湯につかってお湯仲間の友好を深めることは介護予防となるのではないのでしょうか。高齢者が湯さん館に足を運ぶ楽しさ、遊びに来ることが介護予防につながるのではないかと思います。高齢者に対し月当たり2枚、年間24枚の無料券の配布はできないか、お尋ねいたします。

以上、高齢者がいつまでも元気にの1回目の質問といたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 3. 高齢者がいつまでも元気に、イ. シニアクラブの現状はのご質問にお答えいたします。

日本における高齢者人口は増加を続ける一方、全国の老人クラブ数及び会員数は減少している状況にあり、当町のシニアクラブ数や会員数においても同様に減少傾向となっております。

シニアクラブは、高齢者の生きがい・健康づくりや活力ある地域づくりを推進するため、各地区単位で高齢者が集まって活動する組織であり、現在、町内では9クラブが活動しております。

また、町シニアクラブ連合会は、町内のシニアクラブが合同で合唱や踊りなどの活動発表を行ったり、マレットゴルフやカラオケ大会を行うなど、ほかの地区との交流を図る様々な事業を行うことで、明るく楽しい地域づくり、仲間づくりを推進しており、4クラブが連合会に加入しているところであります。

ご質問の、今年度シニアクラブ1団体が町連合会から脱退した理由や、地区で活動するシニアクラブ5団体が連合会に加入しない理由についてであります。それぞれに共通する理由として、会員の減少に加え、連合会では各クラブから役員を選出し運営しており、連合会の役員となるのが負担であることが主な理由であるとお聞きしております。

次に、町連合会との懇談会で役員からの要望といたしましては、今年4月の懇談会において、新たにシニアクラブに加入する人が減っている状況から、会員数を増やしたいとのご相談をいただきました。

相談会の中で、クラブに加入していない人も参加できるイベントを開催し新規加入につなげられないかのご提案があり、今年度連合会開催のイベントについて、クラブに未加入の方も参加できる形態に変更し、「広報さかき」で広く周知を行ったところであります。これをきっかけに新規加入者が増え、クラブの活動が活発になることを期待しているところであります。

また、連合会に加入していないクラブとの懇談についてであります。各地区のシニアクラブからは、毎年、活動目的を明確にした事業内容や実施計画を提出していただいております。

報告を受ける際には、その年の活動内容や会員数についてもお話をお聞きし、シニアクラブの活動において、要望や困っていることがあれば相談に応じていることから、改めて懇談の機会は設けていない状況であります。

次に、介護予防事業の実施についてであります。町では、高齢者が家庭や地域、企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識を活かし、高齢者の生きがいと社会参加を促進することを目的に、元気高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施しております。

この事業はシニアクラブを中心に、家に閉じ籠もりがちな高齢者等に対し、様々な施設を活用し、介護予防と社会的孤立の解消を図るため、健康講座の開催やスポーツ、カラオケ大会などを実施し、参加者同士の交流から生きがいづくり、仲間づくりにつながるよう取り組んでいるものであります。

町の介護予防の取組といたしましては、65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象とする体操や運動、様々なレクリエーションを通じた健康づくりをはじめ、参加者同士が施設の行事を楽しむなど交流の場に通っていただく生きがい活動や、加齢による筋力低下・運動機能の衰えに伴う要介護状態の予防として、ストレッチ・ヨガ教室を開催しているところであります。

ご質問のびんぐし湯さん館を利用した介護予防事業についてであります。湯さん館は、様々な目的を持って町内外から多くの方が利用する施設となっていることから、町として湯さん館を利用した高齢者の介護予防事業の実施については、現段階では考えておりませんが、湯さん館では、健康増進の取組として水中ウォーキングやいきいき・水中健康教室が実施されております。

参加年齢に枠はありませんが、60歳以上の方が多く参加されているとのことで、体力の維持向上だけでなく、教室終了後は施設内でくつろぎ、仲間との団らんの場として利用されているとお聞きしており、介護予防に資する教室であると認識しております。

また、高齢者への入館無料券配布に関しましては、毎年町内全戸を対象に年2回配布しております。入館割引券のほか、毎月11日と26日のいい風呂の日には、70歳以上の方の入館料割引など、高齢者の割引がありますので有効にご活用いただければと考えております。

今後、地域で暮らす高齢者の方々が、いつまでも健康で、多くの仲間と楽しく生きがいのある生活を送れるよう、介護予防の取組に加え、シニアクラブの活動支援に努めてまいりたいと考えております。

**13番（大森君）** シニアクラブの町連合会、やはりここも活発に組織していくというところが理由ではないかと思えます。町内のシニアクラブの情報交換をしていくということで、今のご答弁では、各区のいろんな取組、補助金の関係の申請等でいろんなお話をされているということで、それぞれの活動されているシニアクラブの状況について把握されているわけですけど

も、でも、そのクラブの悩みとか、あるいは大変さとか、そういう話はお聞きになっていないんですよね。たまたまお話の中でそういうふうに出てくることもあるかもしれませんが、そういうのはどうですかというような質問をするとかいうことが必要ではないかというふうに思います。

せっかく参加された団体が今年度1団体脱退されるということだから、何かよくわかりませんが、何か参加しにくい、できない、あるいは大変さ、あるいは困難さ、あるいは役員を出せない、そのようなことがあるかもしれない。その脱退された団体の状況については、お話を伺っているのでしょうか。まずそれをお尋ねいたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ただいまの脱退されたクラブからのご意見、ご相談をお受けしていたかというご質問にお答えいたします。今年度、7年度からシニアクラブ連合会から1団体が脱退したということで、そちらのクラブについては、その理由について直接的なご相談ですとか、脱退の理由というものはお聞きしておりませんが、定期的に町のほうにお見えになる際にご相談をお受けする中で、今後またそれらの取組、実際のクラブの状況等をお聞きしてまいりたいと考えております。

**13番（大森君）** ぜひですね、それぞれの各区のシニアクラブが再結成されて、そして町の連合会にも参加されるという本当に生き生きとした高齢者が坂城町で生活できていると、こういう坂城町にぜひしていく必要があると思います。今までのご労苦、ご努力もお認めいただけますけれども、やはりもう少し高齢者の気持ちになったところまでちょっと入って、話を聞いていただくということもお願いしたいというふうに思います。時間も大分なくなってきましたので、今までのことについては要望といたします。

次に、4番目に、子どもの権利条約についてお話ししたいと思います。子ども権利条約に触れてということで、全面的に議論するという内容にはなっておりません。本当にさわり程度しかお話しできませんが、質問させていただきます。

子ども権利条約は、1989年、国連総会において採択されました。この条約は196の締結国、地域となっています。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1990年、109番目で署名、1994年4月、158番目の締結国となりました。

今、子どもの権利に関する各自治体の条例などを制定するところが増えてきております。町にもこのような条例が必要と考えます。今後、当町においても議論を深めていかなければならないと思います。

今回は、全面的な議論はできませんので、表題に触れてということになっております。その点で、私は第12条の意見を表す権利、表明権についてお尋ねいたします。

イ. 子どもの意見表明の尊重を

一つは、町は子どもの意見表明をどのように保障されているのか、お尋ねいたします。

2といたしまして、坂城中学校の制服が今年の1年生から新しくなりました。検討過程において生徒の参加はあったのでしょうか。

三つ目に、中学校の校則はどのようにつくられているのか。子どもの参加があったのか、なかったのか。

4番目に、模擬議会で子どもたちの質問に対し、町の対応はどのようにされているのか。

以上4点について、1回目の質問といたします。

**教育文化課長（細田さん）** 4. 子どもの権利条約に触れて、イ. 子どもの意見表明の尊重をについて順次お答えいたします。

初めに、町は、子どもの意見表明をどのように保障しているかのご質問でございますが、子どもの意見表明の権利につきましては、1989年、平成元年に国連総会で採択され、日本においても1994年、平成6年に批准し発効された児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約において、「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項において自由に自己の意見を表明する権利を確保する」とされているところであります。

また、国において令和5年4月に施行されたこども基本法においても、基本理念として「全てのこどもについて、その年齢及び発達の段階に応じて、自己の直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること。」とされていることから、子どもの意見表明については、既に保障されていると考えております。

町におきましても、これらの趣旨に沿った形での様々な取組を行っており、これまでも坂城中学校3年生が実際の議会の形式にのっとり模擬議会を実施し、町と生徒の意見交換を行ったほか、令和6年度からは、生徒が坂城町について学習した中から、疑問や意見について町の担当者と質疑や意見交換をする授業が行われております。

また、町の計画の策定や見直しの際に、子どもたちへアンケート調査を実施し意見等の収集を行っているほか、納涼音楽会や坂城どんどん、町文化祭、坂城千曲薪能などにおけるステージ発表など、子どもたちの意見表明や参画の機会となる、表現の場の確保も大切であると考えているところであります。

続きまして、坂城中学校の新制服の検討過程での生徒の参加についてのご質問でございますが、新しい制服につきましては、中学校で制服検討委員会を組織する中で検討し、決定されたものであります。

新制服の検討にあたっては、中学生や小学生高学年にデザインやシルエット、かっこいい・かわいい、動きやすいなど配慮してほしい項目や、スーツやブレザーなどの制服のタイプについてのアンケートを実施し、その考慮した複数の候補を挙げ、再度アンケートを実施した上で決定されており、十分に生徒の意見が反映されたものであると認識しております。

次に、中学校の校則はどのようにつくられているかの質問についてでございますが、校則は、

学校が教育目的を実現としていく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるもので、生徒会活動に関する規則のほか、服装等の生活の決まり、長期休業の決まりなど様々なものが含まれております。

坂城中学校の校則の一つである生徒会活動について定めた生徒会会則では、昭和37年4月6日より実施とされており、当時どのようにつくられたかは不明であります。会則の変更にあたっては、別に定めている委員会や選挙等についての細則も含めて、各学級の正副学級長で構成された代議員会の過半数の賛成を得た後、生徒総会にかけると会則で定められており、生徒の意見によりつくられていく形となっているところであります。

続きまして、模擬機会での質問に対する町の対応についての質問であります。令和4年度に実施した模擬機会において、切れ目のない総合的な子育て支援の取り組みについて、どのような取組があるのかといった質問があり、これまでの町の取組をお答えしたほか、安心して子育てができる体制づくりに取り組んでまいりたいとお答えしたところであります。

その後の町の対応としましては、保健センターと連携し、妊娠届出時や出産後の妊婦に寄り添った伴走型の相談支援や給付金の支給による経済的支援の実施、産後ケア事業として通所型を追加しサービスの拡充を図ったほか、小中学校の給食費の無償化や、この8月からは病院や薬局で支払う子どもの医療費を無料とするなど、安心した子育ての体制づくりに取り組んでいるところであります。

また、同じく4年度の中学生の海外派遣研修の質問に対し、5年度以降、アメリカへの中学生海外派遣事業を実施し、今年度においても準備を進めているところであります。

今後におきましても、こども基本法等を踏まえる中で、当事者である子どもの意見表明や参画の場を増やしていくとともに、施策に反映できればと考えているところであります。

**13番（大森君）** いろいろ答弁いただきました。子どもが参加した形で、制服だとかあるいは校則等が決められているということで、わかりました。

あと、模擬議会での質問です。例えば以前、インター先線が完成したときに、町はどのような形になるのかという、たしかそういうような質問なんかもあったと思うんですが、いずれにしてもほかの質問でもそうですけれども、答弁された内容で終わってしまっているんじゃないかなと。やはり、できることは何か一つやってあげる。例えばインター先線が完成した場合には、バイパスと県道、国道、高速道路、それから町内の主要道路の全体の町の道路網がこんなふうになりますということで、物流とかあるいは生活の交通等が楽になるとか、そういう全体の構想がわかるように模造紙にも作って、中学生の生徒みんなが見えるところへ貼ってあげると。私の質問がこういう形になって出てきたという、そういう喜びもやっぱり必要ではないかというふうに思います。何か一つそういうことをやるべきではないかなと思うんですが、この間、そんな質問の中で実現されたことはあるでしょうか。

**議長（中嶋君）** 大変失礼ですが、手短かにひとつお願いいたします。

**教育文化課長（細田さん）** 再質問にお答えいたします。

先ほどのインター先線の件に関しましては、答弁の中で十分、今後の町の方向性とかをお答えさせていただいたところでございます。

あと、現実的に実施したものとしましては、質問の中ではこういった仕組みはどんなものかとか、そういった質問が多かったので、こういうことをしてほしいとか、そういった質問がちょっと少なかったものですから、先ほど答弁いたしましたように、子どもに関する施策とか、一番は中学生の海外派遣研修をぜひ続けてほしいというところで続けているところでございます。

**13番（大森君）** 特別な要望でなくても、質問の中ではこんなふうに答弁しましたという形にしてあげることが大事じゃないかというふうに思います。ぜひ今後そんなことの検討もお願いしたいと思います。

時間もありません。産後ケアのところはですね、割愛して相当進んでしまいました。そこで要望としてお願いするわけですが、特に来年度予算編成、先ほども一部お願いしましたけれども、来年度予算編成に次の内容を具体化していただきたいと思います。

一つが妊婦が出産し、退院2週間後に健診が始まります。やはりこのときから助産師に相談できるように。今はなっているかと思うんですが、ぜひそれをお願いしたいということです。

二つ目に、子どもが1歳に近づくと離乳食が始まります。そのため、子どもは母乳を飲む量が少なくなり、母親の乳房が張ってきます。そのためのマッサージなどのケアが必要だと思います。やはり1歳を過ぎても、そういう方に対しての数回のケアを受ける、そういう段取りをぜひつくっていただきたい。

三つ目に、上田市のように軽減策が相当、坂城町の半額以上安く受けられるということで、やはり産後ケアを受ける、そういう産婦さんがぜひ増えていただくようにということと、やはり体を休めるという、そういうことだけでも使えるんだよということも、これまでも説明されていると思うんですが、そこのところもしっかりと寄り添った対応をしていただくということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時00分～再開 午前10時10分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、2番 大日向進也議員の質問を許します。

**2番（大日向君）** ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

さて、今夏は過去に例がないほどの猛暑となり、全国各地で観測史上最高気温を記録するな

ど、9月に入っても35度以上の猛暑日となる日が続いております。

また、全国各地にて大雨や雷雨等による天災が多数起きており、被害の情報を耳にすることも増えております。

9月、10月は、例年ですと台風のシーズンに入ります。当町でも2019年の19号台風の際に少なからず被害を受けました。災害は忘れた頃にやってくると申します。そこで、9月は防災月間となりますので、町の防災についての質問を行ってまいりたいと思います。

防災力強化について。イ、3点についてお聞きいたします。

1点目、町として防災訓練を行う目的は。

2点目、本年の訓練は坂城地区が担当であったが、どのような災害を想定した訓練であったのか。また、その内容は。

3点目、毎年町内4地区が輪番にて防災訓練を行っているが、各地区において災害予想はどのように行われているか。

ロ、各自治区の強化と支援について、2点についてお聞きいたします。

1点目、各自治区の自主防災会の役割は。

2点目、各自治区に対し、町では防災についてどのような支援があるのでしょうか。

ハ、災害時の連携について、3点についてお聞きいたします。

1点目、災害発生時、各地区における自主防災会との連携はどのように行われるか。

2点目、企業と災害発生時避難等を想定した連携は行われているか。

3点目、学校について、備蓄品や蓄電池、トイレや冷暖房などの整備状況は。

ニ、自主避難について、3点お聞きいたします。

1点目、自主的に避難を行った者に、町としてはどのような対応を行うのでしょうか。

2点目、支え合いマップというものがあるが、これはどのような内容のものなのでしょうか。

3点目、町内で支え合いマップの作成を行っている地区はあるのでしょうか。

以上質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま、大日向議員さんから防災力強化についてのご質問を、イ、ロ、ハ、ニといただきました。私からは、イの防災訓練についてお答えし、そのほかの質問につきましては担当課長から答弁いたします。

まず、防災訓練を行う目的であります。国では、1923年（大正12年）9月1日に発生した関東大震災を教訓として、国民の防災意識の高揚を目的に、閣議了解により9月1日を防災の日と決めました。

また、台風シーズンを迎える時期でもあり、災害についての認識を深めるとともに、災害に対する備えを強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、防災の日を含む8月30日から9月5日までの1週間を防災週間とし、全国的に防災知識の普及のための講

演会、展示会等の開催、防災訓練の実施等がなされております。

町といたしましても、災害対策基本法及び坂城町地域防災計画に基づき、防災関係機関と自主防災組織や地域住民の皆様が相互に連携し、災害時に即応できる体制を確立するとともに、広く防災意識の普及・高揚を図ることを目的に、総合防災訓練を毎年実施しており、今年は8月31日に坂城小学校にて実施いたしました。

災害時は、自らが自ら守る自助、地域住民相互による援助である共助、公共機関による公助がそれぞれ独立した役割でありながらもお互いに補完し合い、適切な取組をすることで、より強固な防災体制が構築されます。

これらを踏まえ、訓練内容といたしましても、地域住民参加による各種訓練を実施いたしました。想定災害といたしましては、令和6年に発生しました能登半島地震を踏まえた地震災害を想定し、電話等の通信回線不通時における同報系防災行政無線を使用した全町への情報伝達や、移動系防災行政無線による各区自主防災組織と災害対策本部との情報伝達訓練のほか、自宅の倒壊等による避難者の受入れ体制を整えるための避難所設営訓練や、地震によるため池や堤防の決壊を防ぐことを目的とした水防訓練の実施、また、AEDを使用した救急救命や災害時の基本的な応急手当方法の実践訓練、建物等の瓦礫からの人命救助訓練、断水時における飲料水や生活用水の供給訓練などを行ったところであります。

また、実際にペットとの同行避難訓練を実施し、避難の際に必要な用品の確認や知識の共有を図ったほか、地域住民の皆様が避難を迅速に行えるよう、消防団による消防車両からの避難誘導広報や、火災による2次災害を想定した消火訓練、災害時における情報通信手段確保のための災害時公衆無線LAN開設訓練、臨時災害放送局の開設訓練を行ったところであります。

続きまして、町内4地区それぞれにおける災害想定のご質問であります。町総合防災訓練につきましては、町内4地区を1単位として、同様の災害想定による訓練を実施し、町内における防災体制の確立に努めているところであります。

昨年の村上地区と今年の坂城地区においては、令和6年に発生した能登半島地震を踏まえ、地震災害を想定した訓練を実施しており、来年、再来年の中之条地区、南条地区においても地震災害想定による実施を予定しております。

なお、令和5年までの総合防災訓練では、令和元年に発生した東日本台風を踏まえた、大雨による水害・土砂災害を想定した訓練を令和2年から町内4地区で実施したところであります。

町といたしましては、各自主防災組織や関係機関と連携し、総合防災訓練を継続して実施することで、地域住民の皆様が自助及び共助の意識を持っていただき、災害への備えを促してまいりますと考えております。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、ロ. 各自治区の強化と支援についてと、ハ. 災害時の連携についてのご質問にお答えいたします。

まず、ロ. 各自治区の強化と支援についての各自治区の役割についてであります。町内27の全自治区では災害対策基本法に基づき、地域住民の皆様による自発的な防災組織として、自主防災会が設置されております。

自主防災会は、地域住民が主体となって災害に備え、被害を最小限に抑えるための組織とされており、町内各自主防災会においては、初期消火訓練、避難誘導訓練などが実施されており、自助、共助における非常に重要な役割を担っていただいているところであります。

次に、各自治区に対し、町ではどのような支援策があるかのご質問にお答えします。

町といたしましては、災害に強い安心・安全の地域づくりのため、全区長を対象に防災説明会を実施し、災害発生時における町からの避難情報発令のタイミングや避難方法、町ハザードマップによる危険地域及び避難経路の確認、町と区との連絡方法など、防災に係る知識の共有を図っております。

また、災害時の心得を学んでいく場として、区から要望がある際には出前講座を実施しており、災害発生時における区や自主防災会としての役割や対応について再認識をしていただいております。

各区・各自主防災会が行う防災訓練における支援といたしましては、初期消火訓練で使用した消火器の薬剤補充や、消火栓を使用する際における上田水道管理事務所への使用届提出等の支援を実施しております。

また、各自治区の創意工夫により行う地域づくり活動を支援する町の地域づくり活動支援事業は、地域の防災対策にもご活用いただいております。

特に近年は、災害に対する危機感の高まりもあり、本支援事業を活用した防災訓練や炊き出し訓練の実施を含めた防災用品の導入及び備蓄、危険箇所や集合場所などを加味したハザードマップの作成、さらには要支援者情報を反映した支え合いマップ整備などが実施され、自治区における災害時の共助の体制が強化されていると感じております。

制度といたしましては、自治区が実施主体となる事業に対し、予算の範囲内で補助上限額30万円、補助率10分の10により交付されるものであり、各自治区からの申請を選考会において審査後、補助金の交付が決定される形となっております。

このほかにも、一般財団法人自治総合センターで実施しているコミュニティ助成事業や、公益財団法人長野県市町村振興協会の地域活動助成事業では、自主防災組織が行う事業に対して、30万円から200万円の範囲で助成を実施しており、町では申請に係る支援を行っております。

町といたしましては、自主的に取り組む地域防災活動やその体制づくりに向け、今後も支援してまいりたいと考えております。

続いて、ハ. 災害時の連携について、まず、災害発生時、各地区における自主防災会との連

携についてお答えいたします。

各自主防災会の災害発生時の役割としては、火災が発生した際の初期消火や、町が避難所を開設した場合における地域住民の避難誘導のほか、必要に応じて、応急避難所として指定している各区公民館での避難所の開設等があります。

各自主防災会と町との連携といたしましては、各自主防災会から地域で実施した災害に対する活動や、避難状況・被害状況等の情報を町へ伝達いただくことにより、現地情報を町と共有することで、町や各自主防災会における迅速な災害対応につなげていけるものと考えております。

次に、企業と災害発生時避難等を想定した連携は行われているかについてお答えいたします。

町では、災害発生時の避難者対策を向上させていくためには、民間企業や各種団体との連携も重要であると考えており、町内外の関係機関や民間企業等との間で、災害時における応援・協力協定を締結し、災害時に備えているところであります。

企業との連携といたしましては、災害時における町民生活の早期安定を図ることを目的として、パンや果物、レトルト食品・飲料水等の飲食物、トイレトペーパーや石けん、タオル等の生活物資、仮設住宅の供給を行う内容の協定のほか、公共施設における損壊箇所への応急処置や、災害現場での応急対策の実施、その際に使用する建設機械等の提供といった内容の協定を締結しているところであります。

今後も、企業との情報交換などをはじめ、地域防災力の向上のため、新たな企業連携について研究してまいりたいと考えております。

続いて、学校における備蓄品や蓄電池、トイレや冷暖房などの整備状況についてお答えいたします。

中核避難所として位置づけられている町内各小中学校に整備した備蓄庫には、クラッカー・おかゆを1,100食のほか保存水1,800リットルを備蓄食料品として備蓄しており、備蓄資材といたしましては、段ボールベッドや毛布のほか、プライバシー確保のためのパーティション等を備蓄しております。

さらに、各小学校においては太陽光発電、蓄電池が設置されており、有事の際の停電においても避難所運営が可能となっているところであります。

また、各小中学校では、下水道に直結した災害用マンホールトイレの整備を進めており、令和6年度は村上小学校に、本年度は坂城小学校に整備し、8年度は南条小学校、9年度は坂城中学校へ、さらに令和8年度着工予定の新複合施設へも整備を進める計画となっております。

なお、トイレ関係につきましては、各地区に設置されている防災備蓄庫に簡易トイレ、排せつ物凝固剤、トイレ用テントを備蓄しており、学校をはじめとする各避難所での使用を想定しております。

また、備蓄品には、学校のほかに、防災センターや南条と村上に備蓄庫があり、食料については、おかゆやベーカリー、クッキー、乳幼児用ミルクなどを備えており、紙おむつや女性用生理用品、発電機、簡易トイレ用品、ブルーシートなど、資機材についても備蓄しております。これらの備蓄用品につきましては、避難所開設の際には、備蓄庫から避難所へ速やかに輸送することとなっております。

学校体育館の冷暖房の状況につきましては、夏はスポットクーラーや大型扇風機、冬場はジェットヒーター等で対応しているところであります。

町といたしましては、避難所の環境整備につきまして、有事の際にも避難者が安心・安全に身を置けるよう、関係各課と研究を進めてまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 私からは、二．自主避難についてのご質問にお答えいたします。

自主避難とは、市町村が避難指示などの避難情報を発令する前に、住民自らの判断で危険な場所から安全な場所へ避難することを言い、住民一人一人の災害時の避難への備えとしては、事前にハザードマップで地域の危険性を確認しておくことや、避難に必要な物資の準備のほか、あらかじめ親戚や知人宅など避難先を確保していただくことも重要となっております。

ご質問の自主的に避難を行った者にどのような対応を行うかについてであります。各区自主防災会等と連携し、自主避難されている方の把握に努めるとともに、避難者に対しては最新情報を伝え、食料など必要な物資の提供等の対応を図ってまいります。

次に、支え合いマップについてのご質問にお答えいたします。

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等、災害時に自らを守るために安全な場所に避難することが困難な要援護者の避難支援について、国においては、自助と地域の共助を基本とし、迅速・確実な伝達体制の整備が不可欠であることから、平成17年に災害時要援護者の避難支援ガイドラインを策定し、市町村等に対しては要援護者の情報収集・共有など避難支援体制の整備に向けた取組が示されました。

また、災害はいつどこで発生するかがわからず、いざ災害が発生したときには、特に地域で暮らす要援護者にとって、頼りになるのは近隣の住民であることから、地域での住民同士の支え合い活動・地域福祉活動が進められることを目標に、平成17年度より、長野県と長野県社会福祉協議会が協働して、災害時住民支え合いマップ作りが始められました。

この災害時住民支え合いマップは、地震や大雨などの災害時における避難過程において、支援が必要となる高齢者や障がい者等の要配慮者及びその支援者、避難所や危険箇所などを表記した地図のことを言い、災害時の人的被害を最小限にするため、自力での避難が困難な方などの安否確認や避難誘導を安全かつ迅速に行うために作成するものとなっております。

具体的には、支援が必要な高齢者や障がいのある方など、要配慮者について、マップ上に色分けしたシールで表示をし、地域における支援者、大雨や地震など災害の種類による避難場所、

また、避難所までのルートや危険箇所、消火栓の位置など、それぞれ地域の状況に応じた方法でマップ上に示すものであります。

当町におきましても、町社会福祉協議会が各地区における支え合いマップの作成にあたって、その作成方法、また、マップ作成後の周知方法など、相談内容に応じたサポートを行っており、昨年度においても、新たに1地区が支援を受けてマップの作成を行い、これまでに6地区において支え合いマップが作成されております。

そして、マップの作成後におきましても、各地区において自主的にマップの更新を行うとともに、相談があった場合には、町社会福祉協議会において更新作業の支援をしております。

これまでの大規模災害において、住民活動が活発な地区や日頃から見守り活動に取り組まれている地域では、被害が最小限に食い止められたことや、安否確認や避難誘導が迅速に行われたことから、平常時からの住民同士の支え合いが重要であるとされています。

災害時住民支え合いマップの作成を通じて、地域住民の情報共有や課題の整理が図られるとともに、災害時はもちろん、平常時においても要配慮者への声かけや見守り活動にマップを活用するなど、地域住民同士の支え合い活動が推進されるものと考えております。

**2番（大日向君）** ただいま、町長、担当課より答弁がありました。本年の防災訓練にも多数の方に参加いただくことができおり、防災に対する町民の意識の高さがうかがえたと思います。町としても引き続き町民意識が低下することのないよう、様々なアプローチを今後も行っていたきたいと思います。

また、各地区における自主防災会においても、防災の備えに対する重要性が浸透してきていることがわかりました。これからも途切れることのない要支援を含めて、継続していただきたいと思います。既に高齢化社会となっております。災害時に避難の取りこぼしが起こらない町として、これからも自助、共助、公助を大切にしていきたいと思いました。

そこでですが、何点か再質問を行いたいと思います。まず1点目として、7月1日に区長会において、防災説明会が開催されたとお聞きしております。その内容については、どのようなものだったのでしょうか。また、各地区にはそれほどのように落とし込まれるのでしょうか。

2点目として、防災訓練の各地区役員以外の参加状況の把握というものは行っているのでしょうか。

3点目として、各家庭での災害時における備蓄品の管理が推奨されていると思うんですが、公共で準備するものと各家庭で準備するものに違いはあるのでしょうか。

最後に4点目として、支え合いマップについて、これをより多く自治会のほうに推奨していったらと思うのですが、お考えはいかがなのでしょう。

以上、再質問いたします。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、ただいまの防災説明会の内容とどのように落とし込まれて

いるか、防災訓練の各地区役員以外の参加状況の把握、それから各家庭での災害時における備蓄品の管理が推奨されているが、公共で準備するものと各家庭について準備するものの違いはあるかとの3点についてお答えいたします。

1点目の7月1日の防災説明会の内容と、各地区にはどのように落とし込まれているかについてお答えいたします。7月1日に全区長さんにお集まりいただき、建設課からはハザードマップの見方について、住民環境課からは避難情報のポイント、移動系防災行政無線の使用方法について、総務課からは避難情報発令のタイミングと放送内容について、企画政策課からは同報系防災行政無線の使用方法和安心カプセルについて、福祉健康課からは避難行動要支援者名簿の提供についてをご説明させていただきました。

各区長さんには、8月31日に実施された町総合防災訓練において、移動系・同報系防災行政無線を実際に使用した訓練を行っており、その使用方法を確認いただいております。

また、ハザードマップや避難情報については、各地区において実施される防災訓練などの機会に区民の皆様にお伝えいただき、ハザードマップにより、ご自分の家がどの区域に該当しているかを把握し、災害の未然防止や避難のタイミングに役立てていただきたいと考えております。

また、安心カプセルの更新や要支援者の避難行動の計画につきましては、各地区において取り組んでいただきますようお願いしているところでございます。

次に、防災訓練の各地区の参加状況の把握は行っているのかとのご質問でございますが、8月31日に実施いたしました町総合防災訓練は、坂城地区を対象としており、坂城地区13区に参加いただいております。今回は13区が参加されており、各地区には民生児童委員、婦人消防隊、日赤奉仕団のほか、10名の方に訓練に参加していただくようお願いをいたしております。

訓練当日、各自主防災会長より参加人数の報告を受けており、民生児童委員、婦人消防隊、日赤奉仕団を含む各自主防災会の参加が170名ほど、消防団、水防団、消防署職員が合わせて150名ほど、町職員、ご来賓などが40名ほどで、総計360名ほどが今回の訓練に参加しております。

次に、各家庭での災害時における備蓄品の管理が推奨されているが、公共で準備するものと各家庭にて準備するものの違いはあるかとのご質問でございますが、各家庭で備えておいていただきたいものには、保存食、飲料水など食料と携帯用トイレや防寒シートのほか、ヘルメットや懐中電灯など、災害から身を守るものを備えていただきたいと考えております。

また、各家庭で備えるものにつきましては、避難所などへ移動する際、持ち運ぶことを考えて、なるべくコンパクトに収納できるものがよいかと考えております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 支え合いマップについて、各自治会への推奨についての再質問にお

答えいたします。

支え合いマップの作成は、日常的に地域福祉活動を進める上でも活用でき、要配慮者の把握や避難時の支援だけでなく、地域の結びつきや住民同士の助け合いを深めるなど、重要なものと捉えております。また、マップ作成後は、自治会等の代表者のほか消防団、民生児童委員と共有するとともに、地域の住民に周知しておくことも必要となります。

町といたしましては、支え合いマップの作成は、災害時の要配慮者の避難支援及び安否確認などを迅速に行うための手段ともなることから、区長会や防災説明会などの機会を通じて周知を図り、多くの地区において取り組まれるよう、社会福祉協議会と連携を図ってまいりたいと考えております。

**2番（大日向君）** ただいま、再質問にお答えいただきました。私の地区においては、支え合いマップを作成しております。地区で行う防災訓練の際に活用し、避難誘導等をスムーズに進めることができました。また、避難所の開設にあたり、何が必要かの判断を事前に把握することができていたため、大きな混乱が生じることなく対処できました。他地区でも作成されている地区はありますので、そういった優位性などを発信していただけると災害に強い町になるのではないかと考えます。

様々な状況において多様性の時代と言われて久しくなります。しかし、災害においてはどのような環境、人も等しく罹災いたします。待つてはくれない災害に対し、我々町民の一人一人がどのように向き合うべきなのか、また、実際に発生したときにどのような対処ができるのか、未知の出来事に対し準備を怠ることはあってはならないと考えます。どのような状況であっても避難取りこぼしが起こることのないよう、災害に強い町として、あるべき危機感を常に問うていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時43分～再開 午前10時53分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、6番 中村忠靖議員の質問を許します。

**6番（中村君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

近年は、気象異常化が顕著になっており、今年の夏は例年以上の猛暑に見舞われています。また、大気不安定化により、1か所に集中的に雨を降らせる線状降水帯により、全国の各地域でも河川の氾濫、土砂崩れなどの豪雨災害が頻発しております。

さらに、先週の9月1日には、アフガニスタン東部を震源とするマグニチュード6.0の地震が発生し、2,200人を超える死亡、3,640人以上が負傷されました。死亡された皆

様のお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

一刻も早く復旧が進み、日常生活に戻れることを願っています。

例年、防災の日を機に坂城町の防災訓練でも、各種の展示や地震災害を想定した避難時の連絡体制の対応、避難所設営体制などの確認をいたしました。日頃から対策強化とともに災害に対する心構え、準備と自分の命は自分で守るとの自助の意識徹底が欠かせません。

今回の質問では、一つ目に「2025 さかきモノづくり展」について、6点質問させていただきます。そして2点目は、「ユースセンター」について、2点質問させていただきます。それでは、順次質問に移ります。

#### 1. 2025 さかきモノづくり展について

坂城町は工業の町として全国に知られております。その象徴的なイベントが、さかきモノづくり展であります。今回開催されるさかきモノづくり展のチラシには、「さかきで沸く・わく

リアル企業体験」、「モノづくりのまち・坂城が描く未来 次世代の技術と人が集う2日間」とありました。この展示会は、町内の企業・団体や連携する大学などが集まり、最先端の技術や製品を紹介するとともに、町の工業を広く発信する重要な機会となっております。

特に、射出成形や3Dプリント、ロボット操作などの実演や体験を通じて坂城町の企業の高度な技術に触れることは、次世代の人材育成や住民が坂城町のモノづくりに親しむことができる場となっております。

一方で、8年ぶりにリアル開催されるさかきモノづくり展を成功させるためには、第1に工業関係者はもちろんですが、町内の若年層の皆様の多くの参加が望まれます。それには、町民の皆様方への働きかけを強める余地があると考えます。

第2に、オンライン発信やSNS活用によって、町内外の皆様の多くの参加を呼び込むことが可能と思われます。

第3に、人材確保への結びつきです。町内企業の課題の一つは、若者の採用と定着です。モノづくり展を通じて企業説明会などを組み合わせれば、採用活動やキャリア教育の場として大きな力を発揮できると考えます。

そこで、以下の質問について町の見解をお聞きします。

イ. 2025 さかきモノづくり展の目的や取り組みなどについて、6点お聞きします。

1、開催の目的と内容は。また、特に力を入れている点は。

2、今回の出展企業数は。

3、来場者を増やすための工夫・取り組みは。

4、坂城町の子どもたちが学べるような企画を考えているのか。

5、町内事業では人手不足・人材不足が課題であるとお聞きしている。今回、さかきモノづくり展を開催するにあたり、こうした課題への検討・対応は。

最後に6点目として、次回開催へ向けての展望は。

以上6点について答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま中村議員さんから2025さかきモノづくり展についての質問をいただきました。答弁申し上げます。

このさかきモノづくり展は、昭和60年から計6回の開催を重ねました「坂城町工業展」を継承し、平成26年当時、開館20周年を迎えた、さかきテクノセンターの記念事業として実施され、以後おおむね3年に一度の開催を目安として継続されている、ものづくりのまち坂城を象徴する事業であります。

10月3日金曜日から4日土曜日の2日間にわたって開催されます、2025さかきモノづくり展につきましては、2017年（平成29年）の開催からコロナ禍を挟み、ウェブでの開催もありましたけれども、リアル展示会としては実に8年ぶりの開催となります。私としても大いに期待しているところであります。

ご案内のように、公益財団法人さかきテクノセンターが主催し、坂城町商工会、テクノハート坂城協同組合、坂城町の3者が共催しております。

町としては、共催者ということ、また、私としましても、モノづくり展実行委員会の委員を拝命しておりますので、その中で伺った内容を基に、順次ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず最初に、開催の目的といたしましては、工業の集積地・ものづくりのまち坂城が誇る町内製造業企業の高度な技術力・生産力・魅力を広くPRし、ビジネスチャンスを拡大するとともに、住民の皆さんや子どもたちに、坂城町の製造業とモノづくりへの興味を育て、親しみを持っていただくこと、そして近隣の高校生・大学生と企業をつなげ、人材確保の機会とすることを目的とし、出展企業によるブース展示や講演会、プログラミング教室などが計画されています。

特に力を入れている点といたしましては、会期初日となります10月3日金曜日に、町内3小学校の6年生全員と坂城中学校2年生全員、また、坂城高校の生徒を招待し、町内企業とモノづくりへの関心を培い、将来の製造業を支える人材を育てていくこと、そして町内企業への就職につながっていくきっかけづくりの場としていくことと伺っております。

なお、今回のモノづくり展の開催に合わせまして、町商工会工業部会を中心とした実行委員会主催の事業として、さかきオープンファクトリーの開催も計画されております。

こちらは、十数社の町内企業が参加し、各社の工場を会場とし、工場見学やワークショップなどの体験を行う企画で、さきに申しあげました小学6年生、中学2年生はモノづくり展の見学と併せ、このオープンファクトリーの見学もバスツアーのように行うものであります。

モノづくり展とオープンファクトリーを通じて、子どもたちが見て、触れて、楽しみ、将来

まで思い出に残るものづくり体験を提供し、さきに申しあげました将来の人材育成・人材確保をより強固にしていくという意図と伺っております。

なお、オープンファクトリーについては、10月3日は町内小学校6年生、中学2年生限定のイベントとして、2日目の10月4日については、一部の企業が一般参加者を対象として見学を受け入れると伺っておりますので、モノづくり展と併せてぜひ大勢の皆様にご参加いただきたいと思っております。

続きまして、今回の出展企業数はとのご質問ですが、企業数としては23社、また、町と連携協定を結ぶ信州大学、長野大学、金沢工業大学、埼玉工業大学の4大学と、町内の工業関係3団体が出展し、合計30の企業、大学、団体の参加となっております。

次に、来場者を増やすための工夫・取り組みはとのご質問ですが、今回はPR・広報の方法として、地元紙1紙と、経済・工業の専門紙2紙への新聞広告掲載や、さかきモノづくり展の特設サイトでの情報発信に加え、若年ユーザーの利用数が多いSNSやウェブ広告、また携帯電話の位置情報を活用しての広告掲載など、多岐にわたる広報活動が予定されております。

なお、「広報さかき」9月号とともにチラシを配布したほか、町内の小中学校・高校では全校児童・生徒にチラシの配布や校内へのポスターの掲示も行われると伺っております。

また、県内の高校や近隣県及び首都圏の工業系大学、研究機関、支援機関、しなの鉄道各駅にもチラシの配布やポスターの掲示を依頼されていると伺っておりますので、ビジネス関係者だけでなく、若年層にも広くPRされるものと期待するところであります。

次に、坂城の子どもたちが学べるような企画といたしましては、さきに申しあげました町内小中学校の見学と併せ、ブース展示につきましても各出展者が工夫を凝らし、建設機械や超小型EV車、競技用小型飛行機の実物の展示のほか、記念メダルへの金メッキの実演、プラスチック製品から再生材を作る工程を経て、これを材料にしたプラスチック製品の成形という一連の作業の実演、ゲーム用のコントローラーによるロボット操作や、モノづくり展会場から町内の工場にある機械のリアルタイムリモート操作、また、木製スプーンの実演など、多岐にわたる実演・体験が準備されると伺っております。

また、テクノセンター所蔵の金属3Dプリンターの実演や、長野県工科短期大学の学生の皆さんによるプログラミング教室もあり、さらには、見学に訪れた来場者、子どもたちに向けた出展者のプレゼンテーションも行われるとお聞きしておりますので、子どもたちにとっても、楽しみながら学びを深めてもらえるものと期待しております。

続いて、町内企業の人手不足・人材不足の課題への対応につきましましては、まず、町内企業の高度な技術力、生産力、魅力を大勢の皆様にご知っていただくことが大事であると考えております。

さきに申しあげましたとおり、広く若年層、学生にモノづくり展の開催をPRするため、新聞広告やホームページ掲載に加えて、SNSやウェブ広告、携帯電話の位置情報を活用しての広告掲載などに取り組んでおります。

また、今回実施いたします小学6年生、中学2年生の見学招待につきましても、モノづくり展やオープンファクトリーで町内の企業の現場を見学した子どもたちが、その体験が基になり、将来、町内企業への就職につながるよう期待するものであります。

さらに、モノづくり展関連企画として、明日9月10日水曜日に、大学生向けの町内企業見学会をテクノハート坂城協同組合と坂城町との共催により開催いたします。大学生24名が参加し、町内の製造業企業8社を2班に分け見学していただく予定でありますので、こうした取組を通して、町内企業の人手不足・人材不足に対する支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、次回開催への今後の展望はのご質問についてお答えいたします。今後、このモノづくり展、また同時に開催されるオープンファクトリーの取組が継続されていくことは、当町がものづくりのまちとして、さらに発展を遂げていくための重要な活動・事業であると考えております。

当町の子どもたちが、自ら生まれ育った町が、ものづくりのまちであるという自信や誇りを持てること、それを我々大人たちが示せるということ、これは将来の人材確保といった、課題の一つに対する対応というだけでなく、非常に大切な教育のテーマでもあり、モノづくりの町のウェルビーイングへとつながる大きな役割を持つものでございます。

こうした観点からも、町といたしましては、主催者であるさかきテクノセンター、そして共催者である坂城町商工会、テクノハート坂城協同組合と連携し、さかきモノづくり展の開催に対して、協力と支援を継続してまいりたいと考えているところでございます。

**6番（中村君）** ただいまは、町長より答弁をいただきました。詳細な説明について理解いたしました。説明にもありましたとおり、町内在住の若い世代、中学生や高校生などには、機会のあるごとに様々な情報の発信、提供を行うことは大変重要であると考えます。

さらに、今回の開催目的にもあった坂城町の工業関係団体や支援機関の連携、町内企業が持つ高い技術力や強み、環境への取組など環境に優しいモノづくりのまちの魅力を町内外に広く発信し、ビジネスチャンスの創出を行うとともに、次代を担う子どもたちへのさかきモノづくり体験を推進し、モノづくりと町内企業への興味を育て、将来の進学や就業選択のきっかけづくりを実践するとありました。

そして、近い将来、その子どもたちがこのさかきモノづくり展を一つの契機とし、坂城町に戻り、町内の各企業で主要な人材として活躍され、坂城町の工業のさらなる発展につながっていくものと切に願っております。

それでは、次の質問に移ります。

## 2. 「ユースセンター」について

まず、ユースセンターについて簡単に説明します。長野県では、高校生などの若者が主体的に関わる第三の居場所をユースセンターと位置づけ、地域ごとにその設置を促進しています。ユースセンターは、家庭や学校以外に若者が安心して活動できる居場所であり、地域に影響力を発揮できることが特徴です。

そのような中、長野県はユースセンター設置や若者の居場所づくりに関心のある高校生や大学生、若手社会人（30代以下）を対象に意見交換会の場を設けています。例として以下のような構成で実施されています。両角達平氏（社会福祉学部専任講師）や長野県知事らによる講演、CHUKOらんどチノチノ（茅野市）、c o t o<sup>2</sup>（コトコト）（須坂市）の実践事例の紹介、トークセッション、グループディスカッションなどの参加型プログラム。

その先進事例では、一つ目にCHUKOらんどチノチノ（茅野市）では、中高生と市民の意見交換会から生まれた施設で、高校生を中心のこども運営委員会が主体的にイベントなどを企画し、運営しています。

二つ目に、c o t o<sup>2</sup>（須坂市）では、地元高校生が古民家を改修し、学習スペースやオープンカフェとして利用できる若者の居場所を運営。

また、長野県は、ユースセンター設置・活動を支援するため、地域発元気づくり支援金の令和7年度重点支援対象事業として位置づけ、補助率を引き上げて支援する施策をしております。

ここで、令和7年度採択状況の主なものを3点紹介いたします。

一つ目に、特定非営利活動法人こどもの未来をかんがえる会では、中高生の居場所づくりや大人との交流の場を創出することを目的として、ユースセンターまるいちを立ち上げ、利用する学生の支援強化を狙い、ユースワーカーの育成研修や滞在環境改善を目指した断熱改修及び備品の購入を行う。

二つ目に、一般社団法人信州古民家再生プロジェクト（長野）では、若者（10代）の自己啓発や興味関心を発掘するため、ワークショップや地域で活躍する企業経営者との交流会を開催する。また、ユースワーカーとなる人材の発掘・育成を目的にユースワーカー育成研修プログラムを実施し、若者の活動をより支援可能な体制を整備する。

三つ目に、一般社団法人世界マザーサロン（長野）では、居場所をなくした子どもたちに対し、居場所・学びの場提供だけでなく、新たな就労機会の提供を目的とし、拠点施設の整備や就労支援に向けた製造販売のための設備導入を行い、持続可能なユースセンターとしての機能を確保するなどがあります。

以上のように、県としてこうした支援策と意識啓発を通じて、地域に根づいた若者主体の居場所づくりを各地で推進しようとする施策の流れがあります。具体的な支援金申請の方法や、

他地域での取組事例も紹介できるとされております。ユースセンターは、若者の居場所づくり、地域活性化、人口流出防止に直結すると考えます。

既に、茅野市のCHUKOらんどチノチノ、須坂市のc o t o<sup>2</sup>などの事例もあるが、町には若者が気軽に集まり、主体的に活動できる場が不足しています。町の将来を考えたとき、若者が地域に関わり続けられる仕組みづくりは急務であります。ユースセンターは、その拠点として大きな役割を果たす可能性を持っております。

また、高齢者や若者が自ら運営に参画することで町への愛着が深くなり、地域活動の担い手にも直結します。さらに、不登校支援、学習支援、空き家活用や多世代交流と結びつけることで、町の課題解決にも広がり期待されるなど、地域につながる居場所は重要であると考えます。

そこで、以下の質問について町の見解をお聞きします。

イ. 「ユースセンター」の設置について、2点お聞きします。

一つ目に、長野県では、ユースセンターを高校生や若者の居場所として位置づけ、令和7年度から地域発元気づくり支援金の重点支援対象に指定し、設置を促進しています。町内子どもたちの居場所の現状は。

二つ目に、ユースセンターについて、設置の考えは。

以上の2点について答弁をお願いいたします。

**子ども支援室長（橋本君）** 2. 「ユースセンター」について、イ. 「ユースセンター」の設置についてのご質問にお答えいたします。

初めに、町内の子どもたちの居場所の現状についてであります。社会や経済の構造変化により、子どもが安心して過ごせる居場所を持ちにくくなっていることから、近年、子どもの居場所の必要性が様々な場で議論されております。

町といたしましては、子どもが家庭以外にも安心、安全に過ごせる場があることは、それらの居場所で多様な体験をすることなどを通じて、子どもの自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、社会で生き抜くための様々な力を獲得していくことにもつながるなど、子どもの健全な成長にとって重要であると考えているところであります。

そうした町内の子どもの居場所といたしましては、保育園や幼稚園、児童館、町立図書館、さかきテクノセンターのエントランスロビーをはじめ、小学校のクラブ活動や中学校の放課後学習、部活動や千曲坂城クラブ、スポーツ少年団をはじめ、町社会福祉協議会で実施しているこども食堂や、近隣の社会福祉法人が町内の二つの寺院を会場として、町内小中学生を対象に学習と自由遊びの場を提供している、わくわくスペースなども地域の重要な子どもの居場所として捉えているところであります。

さらに、今後、整備を予定している老人福祉センターと保健センターを統合し、子育て支援

センターや図書館機能などを併せ持つ新複合施設においても、赤ちゃんからお年寄りまであらゆる世代の健康・福祉・交流の拠点となることから、新たな子どもの居場所として大きく期待しているところであります。

いずれも、子育て支援や子どもの健全育成を促進する場としての役割のみならず、共働き家庭の増加や、地域のつながりの希薄化、家庭の貧困が昨今の課題として挙げられる中、そうした課題に対応するための受皿としても機能しているほか、それぞれの居場所や地域に関わる大人たちにとっても地域の活性化につながる場合があるなど、大きな意味があるものと認識しているところであります。

続きまして、ユースセンター設置の考えについてお答えいたします。

かねてより、県こども若者局では、人口戦略の策定に向けて、子ども・若者との意見交換を行っており、その意見交換の中で、子ども・若者同士が交流する場が欲しい、子ども・若者自身が声を上げ行動することが必要との意見があったことを踏まえ、子ども・若者が自由な意思や希望を実現し、社会とつながれる地域活動の拠点を県内に増やしていくことは重要であるとの考えから、県において昨年12月に策定された「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」における今後検討すべき具体的取組例で、地域ごとのユースセンターの設置が明記されております。

また、地域の元気を生み出す事業を支援する県の地域発元気づくり支援金につきましても、ユースセンターの設置について重点支援対象事業として、補助率をかき上げし支援しているところであります。

ユースセンターの特徴といたしましては、子ども・若者自身が主体的に地域活動等を行う場所として、家庭や学校ではない第三の居場所とされております。

町といたしましては、子ども・若者が主体的に地域活動等を行う居場所が増えることは、子ども・若者が意見表明や社会参画をする機会を設けることにもつながり、地域活性化の一助になると考えるところではありますが、茅野市のこども館CHUKOらんどチノチノや須坂市の高校生の自習学習スペースc o t o<sup>2</sup>等の事例を見る中で、ユースセンターの運営には、子どもたちのやってみたいという気持ちが必須であると考えております。

まずは、現在ある町内の居場所を確保する中で、地域の活性化にもつながるとされているユースセンターの設置については、今後研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

**6番（中村君）** ただいまは、子ども支援室長より答弁をいただきました。詳細な説明をありがとうございました。

結びに、ユースセンターは、単なる若者の居場所にとどまらず、町の将来を担う若者世代と地域をつなぐ重要な仕組みであると考えます。本町でも他市町村の好事例などを参考にして、

一步踏み出した検討を進めていただくことを念願して、私の一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(散会 午前11時22分)